

保険年金に係る還付手続に関するお願い (還付手続の期限にご注意ください)

相続等に係る生命保険契約等に基づく年金の税務上の取扱いの変更による平成 17 年分から平成 21 年分の所得税の還付手続については、平成 22 年 10 月 20 日より税務署において受付を行っております。

これらの還付手続である「更正の請求」や「確定申告（還付申告）」については、以下のとおり期限がありますので、関与先の納税者の方が当該保険年金を受給されている場合には、お早めにお手続きをお願いします。

なお、平成 22 年分確定申告においても、当該保険年金の所得計算の方法は、取扱い変更後のものとなりますので、あわせてご注意願います。

○ 更正の請求の期限等

更正の請求をすることができる期間は、取扱いの変更を知った日の翌日から2月以内とされています。

税務署では、更正の請求に基づき、減額更正をして納税者の方に還付をすることになりますが、減額更正ができる期間は、各年分において、確定申告義務のなかった方については、申告書を提出した日から5年間、確定申告義務のあった方については、原則として、法定申告期限から5年間とされています。このため、確定申告義務のなかった方の平成 17 年分の確定申告に対する減額更正について、早い方は平成 22 年 12 月末が期限となります。

これを過ぎると更正の請求が行われても税務署では減額更正（還付）できないこととなります。

税務署では、提出された更正の請求書の内容の審査などの事務処理を行った上で、減額更正（還付）を行いますので、十分な余裕を持って、早めのお手続きをお願いします（遅くとも期限の数日前にはお手続きをお願いします。）。

	税務署が減額更正できる期限
確定申告義務のなかった方	申告書を提出した日から5年間 【例】平成 17 年分の申告書を平成 18 年 2 月 1 日に提出した場合に税務署が減額更正（還付）できるのは、平成 23 年 1 月 31 日までです。
確定申告義務のあった方	原則として、法定申告期限から5年間 (平成 17 年分については、原則として、平成 23 年 3 月 15 日) ※ 還付申告を期限後に提出した場合は、申告書提出日から5年間

○ 確定申告（還付申告）の期限

確定申告（還付申告）をすることができる期間は、確定申告義務のない方は、申告する年分の翌年 1 月 1 日から5年間、確定申告義務のある方は、申告する年分の翌年 2 月 16 日から5年間です。このため、平成 17 年分の確定申告（還付申告）については、確定申告義務のない方は平成 22 年 12 月 31 日、確定申告義務のある方は平成 23 年 2 月 15 日が提出期限となりますので、お早めにお手続きをお願いします。

(注) 確定申告により所得税が還付となる場合であっても、住民税や国民健康保険料（税）等は増額になる場合もありますのでご注意ください。

	確定申告（還付申告）の提出期限
確定申告義務のない方	申告する年分の翌年 1 月 1 日から5年間 (平成 17 年分については、平成 22 年 12 月 31 日)
確定申告義務のある方	申告する年分の翌年 2 月 16 日から5年間 (平成 17 年分については、平成 23 年 2 月 15 日)